

横浜歴史研究会規約

制定 昭和 58 年 10 月 30 日

第一条 名 称

本会は横浜歴史研究会と称す。

第二条 事務所・所在地

本会の事務所は会長宅に置く。

第三条 目 的

本会は同好の同志が集まり、歴史の研究と学習のため研究成果の発表、討論、情報交換ならびに研究の支援協力を行い、相互啓発と向上を図ると共に、会員相互の交流の場として友好親睦を図ることを目的とする。

第四条 事業、運営

1 事 業

本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 定例の「会員研究発表会」の開催
- (2) 研究会、講演会、親睦会、見学会、旅行会等の主催・共催または後援
- (3) 会報の発行。なお、会報には会員の研究論文、調査資料、啓発・親睦記事等の掲載に努める。
- (4) 会員の研究テーマに対する支援協力、情報交換など
- (5) 図書、冊子、資料等の取次斡旋
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業や広報活動など

2 運 営

- (1) 本会の運営は、横浜市の地域性と会員の希望や志向を十分に尊重しつつ運営を図る。
- (2) 会員は、本会を実りある楽しい組織体に育成強化するため、運営に積極的な協力と支援をする。

第五条 会 員

1 入 会

- (1) 入会希望者が本会会員になるためには、別に定める入会届により本会に申し込

むものとする。

- (2) ただし入会希望者が本会の目的などに照らして相応しくないとと思われるとき、会長は承認しないことができる。

2 退 会

- (1) 会員は、随時退会することができる。
- (2) 会員が死亡した時は退会とみなす。
- (3) 年会費を3か月以上未納したものは退会とみなす。

3 永年会員

入会后5年以上経過し満90歳を迎えた会員は、永年会員とする。

第六条 会員の権利と義務

1 会員の権利

- (1) 会員は第十条1総会に定める総会に参加でき、また総会で意見・要望を申し出ることができる。
- (2) 会員は第四条1事業の各事業に参加することができ、また利益を享受することができる。

2 会員の義務

- (1) 会員は年会費を納めなければならない。なお納めた年会費は年度途中で退会しても返却しない。また、永年会員は永年会員になった翌年より年会費を免除する。
- (2) 政治的行為の制限
会員は本会の活動において、別に定める規程の政治的目的をもって多数人の前で意見を述べることを、または会報などに投稿することはできない。
- (3) 宗教活動の制限
会員は本会の活動において、特定の宗教または宗教団体を支持し、またはこれに反対する目的をもって多数人の前で意見を述べることを、または会報などに投稿することはできない。

第七条 会員の表彰と処分

1 会員の表彰

会務に特に貢献した者に対しては表彰することができる。

2 会員の処分

会の名誉や活動を著しく損なう行為ある者に対しては、制裁しまたは退会させる

ことができる。

第八条 役員

1 本会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、事務局長 1名、常任理事 若干名、事務局次長 若干名、会計 1名、理事 若干名、監事 2名

2 役員の職掌

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその代理をする。
- (3) 事務局長は会長の命を受け、会の運営に関するすべての会務について常時執行にあたる。
- (4) 常任理事は会長の命を受け、常時担当の業務執行にあたる。
- (5) 事務局次長は事務局長を補佐し円滑なる運営の業務にあたる。
- (6) 会計は会の会計事務を執行する。
- (7) 理事は会長の命を受け、会務を執行する。
- (8) 監事は、会の事業および会計を監査しこれを総会に報告する。

3 役員の選任および補充

- (1) 役員の選任は役員会において候補者を選定し、総会の議決により決定する。
- (2) 役員に欠員が生じたときは補充することができる。

第九条 名誉会長、顧問および相談役

- 1 第八条の役員のほかに名誉会長、顧問および相談役を置くことができる。
- 2 名誉会長および顧問は諮問に対し見解を述べる役とするが、相談役は会務に貢献顕著であった者に対する報奨の称号として贈ることができる。なお、名誉会長は会長歴任者とし、相談役は役員経験者とする。
- 3 名誉会長、顧問および相談役の選任は、役員会において候補者を選定し総会の議決により決定する。

第十条 総会、役員会、表彰・処分会議

1 総会

- (1) 総会は本会の議決機関とし、年1回会長が招集する。
- なお、会長が必要に応じ、または会員の3分の1以上の請求があるときは、臨

時総会を開くことができる。

(2) 総会は会長が議長となり、会長に事故あるときは副会長がその代理をする。

(3) 総会は委任状を含め会員の過半数の出席により成立し、議決は委任状を含め出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは議長が決する。

(4) 付議事項

① 第八条3 役員の選任および補充

② 第九条 名誉会長、顧問および相談役選任

③ 第十二条 規約改正

④ 前年の総括および新年度の展望

⑤ 前年の活動報告

⑥ 前年の収支決算報告および監査報告

⑦ 新年の活動計画

⑧ 新年の収支予算

(5) 総会の議事については、議事録をつくり議事の経過結果を記載し、会長が承認のうえ事務局長が保管する。

2 役員会

(1) 役員会は、本会の円滑な運営をはかるため中心的な役割を担う。

(2) 役員会の構成は、会長、副会長、事務局長、常任理事、事務局次長、会計、理事とする。

(3) 役員会は会長が招集しその議長となり、会長が事故あるときは副会長がその代理をする。

(4) 役員会は委任状を含め役員の過半数の出席により成立し、議決は委任状を含め出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは議長が決する。

(5) 監事は役員会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

(6) 付議事項は次の通りとする。

① 本会運営上の重要案件の審議・決定。ただし、総会、表彰・処分会議が決定するものは除く。

② 第八条3 役員の選任および補充の候補者選定

③ 第九条 名誉会長、顧問および相談役選任の候補者選定

④ 第十二条 規約改正案の作成

⑤ 規程等の制定・改廃

⑥ 編集委員等の任免

- (7) 役員会の決議事項は、定例の「会員研究発表会」などにおいて会長または副会長が報告し、議事録は事務局長が保管する。

3 表彰・処分会議

- (1) 会長が必要と判断した時は、表彰・処分会議を設けることができる。
- (2) 表彰・処分会議の構成員は会長、副会長、事務局長、常任理事とする。
- (3) 表彰・処分会議は委任状を構成員の過半数の出席により成立し、議決は委任状を含め出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは会長が決する。
- (4) 付議事項は次の通りとする。
 - ① 第七条1 会員の表彰
 - ② 第七条2 会員の処分
- (5) 決定事項は定例の「会員研究発表会」などにおいて会長または副会長が報告する。

第十一条 会 計

- 1 経費は会費・寄付金・および事業収入をもってあてる。
- 2 会費は年会費とし、別に定める金額を会計年度の当初に納入することを原則とする。
- 3 研究会・見学会等に必要な会場費・飲食代等は出席者の自己負担とする。
- 4 毎年会計年度の予算・決算は、総会に報告し承認を受けなければならない。
- 5 会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第十二条 改正

- 1 規約の改正は総会の承認を必要とする。
- 2 ただし年度内において規約の改正を必要とする場合は、役員会の審議を経て臨時に施行をする事ができる。

[付 則]

第一条 本規約は昭和58年10月30日から施行する。

第二条 会務に関わる旅費規程は別に定める。

第三条 令和元年12月末日における先達である者は、令和2年度から相談役に変更する。

第四条 本改正規約は令和6年1月1日から施行する。

改正 昭和 60 年 12 月 20 日 昭和 61 年 1 月 19 日 昭和 62 年 1 月 18 日
 昭和 63 年 1 月 17 日 平成 5 年 1 月 10 日 平成 6 年 1 月 9 日
 平成 8 年 1 月 27 日 平成 10 年 1 月 11 日 平成 11 年 1 月 10 日
 平成 18 年 1 月 9 日 平成 22 年 1 月 7 日 平成 24 年 1 月 10 日
 平成 25 年 1 月 8 日 平成 27 年 1 月 8 日 平成 30 年 1 月 9 日
 令和 2 年 1 月 8 日 令和 3 年 1 月 11 日 令和 6 年 1 月 8 日
 臨時改正 平成 15 年 9 月 1 日

。るすもアへよき選半極の答謝出の含き

。るすもアへよき選半極の答謝出の含き (1)

。るすもアへよき選半極の答謝出の含き (2)

。るすもアへよき選半極の答謝出の含き (3)

情 会 衆一十衆

。るすもアへよき選半極の答謝出の含き (4)

。るすもアへよき選半極の答謝出の含き (5)

。る

。るすもアへよき選半極の答謝出の含き (6)

。るすもアへよき選半極の答謝出の含き (7)

。るすもアへよき選半極の答謝出の含き (8)

五 効 衆二十衆

。るすもアへよき選半極の答謝出の含き (9)

。るすもアへよき選半極の答謝出の含き (10)

。るすもアへよき選半極の答謝出の含き (11)

[規 則]

。るすもアへよき選半極の答謝出の含き (12)

。るすもアへよき選半極の答謝出の含き (13)

。るすもアへよき選半極の答謝出の含き (14)

。る

。るすもアへよき選半極の答謝出の含き (15)

横浜歴史研究会規約施行規程

制定 令和3年1月1日

第一条 目 的

本施行規程は横浜歴史研究会規約の施行にあたり必要な事項を定めるものとする。ただし、別に定める規程等がある場合は適用しないものとする。

第二条 年会費

規約第十一条2に定める年会費は次の通りとする。1月から3月の入会者は4,000円、4月から6月の入会者は3,000円、7月から9月の入会者は2,000円および10月から12月の入会者は1,000円とする。ただし別に定める者は年会費を免除することができる。

第三条 研究会の参加費および特別事業の参加費

- 1 規約第十一条3に定める研究会参加費は950円とする。ただし、別に定める者は参加費を免除することができる。
- 2 (1) 規約第十一条3に定める特別事業（祝賀会・旅行等）は特別会計とする。
(2) 祝賀会および旅行費用の余剰金は、次回の準備金として繰越し処理する。
(3) キャンセル料は参加費用に下記の料率を掛けた金額とする。

	区 分	期 日	率
ア	祝賀会	実施日の2日前～当日	60%
		当日連絡なし	実費
イ	旅 行	旅行日の7日前～2日前	10%
		旅行日の前日	30%
		旅行日の当日	実費

会 員 費	送 謝	*なお、端数金額は調整する。 *ただし業者が介在する場合は、その旅行業者の規定に従う。 *キャンセル料が本会の規定料率を超える場合は、実費清算とする。
-------	-----	--

第四条 郵便振替口座代表者

規約第十一条4に定める予算・決算にかかる郵便振替口座代表者の取扱は会計とする。また、口座番号は00280-7-22414とする。

第五条 弔 意

会員（原則として在籍5年以上）および関係団体役員の弔事は、献花を供えるまたは弔電の送付のいずれかとする。ただし、止むを得ない事情がある場合はいずれも行わないことができる。

第六条 施行期日

本規程は令和3年1月1日から施行する。

率	日 限	位 分	
0.00%	当日～前日20日の日数実	会費部	ア
費実	「本会」当日		
0.01%	前日21～前日70日の日数前	行 部	イ
0.03%	前日71～前日90日の日数前		
費実	前日91～前日100日の日数前		